

令和元年十月二十五日受領
答弁第三〇号

内閣衆質二〇〇第三〇号

令和元年十月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員初鹿明博君提出あいちトリエンナーレ二〇一九の補助事業採択に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員初鹿明博君提出あいちトリエンナーレ二〇一九の補助事業採択に関する質問に対する答弁書

一及び三について

「あいちトリエンナーレ」における国際現代美術展開催事業（以下「本件事業」という。）に係る日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業のうちの文化資源活用推進事業（以下「推進事業」という。）としての採択については、御指摘のような取消しはなされておらず、仮定の質問についてお答えすることは差し控えたい。

二について

文化庁は、推進事業に応募のあった事業について、外部有識者による審査委員会の審査を経て推進事業として採択し、その後、文化資源活用事業費補助金（日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業）（以下「補助金」という。）の交付を受けようとする者から改めて補助金交付申請書の提出を受けて、その申請に係る審査を行った上で補助金の交付について決定することとしていたのであって、本件事業に対する補助金不交付決定は、推進事業としての採択に係る審査手続においてではなく、補助金の交付申請に

係る審査手続において行ったものであることから、御指摘の「審査委員会に諮る」ことはしなかったものである。

四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、二について述べたとおり、本件事業に対する補助金不交付決定は、推進事業としての採択に係る審査手続においてではなく、補助金の交付申請に係る審査手続において行ったものである。